

Wi-Fi HaLow活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大について

(令和5年12月7日 800MHz帯特定実験試験局に関する告示の制定)

規制改革の内容

措置前

- ・加賀市が活用を要望するWi-Fi HaLow (※1) については、現状、その利用可能な周波数帯 (920MHz帯) は、他の通信機器も利用する帯域であり、実行速度の制限を受けている。
- ・Wi-Fi HaLowを他の周波数帯 (800MHz帯) で実証実験を行うにあたり、多数の実験試験局を開設するには、個々の無線設備ごとに予備免許、落成検査を受ける必要がある。

措置内容

特定実験試験局制度 (※2) の対象として、加賀市内において800MHz帯でWi-Fi HaLowを活用することを可能とする告示を制定。

効果

Wi-Fi HaLowに対応した機器の開発や実証実験が簡易な手続により可能に。

規制改革の概要

- **加賀市 (デジタル田園健康特区) 提案内容**
 - ・MCA無線 (将来的に他の周波数帯に移行する予定) の跡地活用を見据え、800MHz帯でのWi-Fi HaLowの先行的な活用を提案。
- **加賀市の想定するユースケース**
 - ・通信が行き届いていないエリアや通信設備のない高齢者宅等において、健康増進や防災対策等に関するIoTサービス (睡眠センサーや定点カメラ等) を実装。

措置内容

- ・予備免許及び落成検査を省略する特定実験試験局制度の対象とすることで、簡易な手続でWi-Fi HaLowの実験試験局の設置が可能に。



Wi-Fi HaLowの活用を提案

現状、Wi-Fi HaLowが使用可能な920MHz帯は、他機器でも使用する帯域であり、実行速度の制限を受ける。

- ※1 一定の通信品質を保ちつつ、広範囲に通信可能な通信規格。
- ※2 総務大臣が予め公示する周波数等の範囲内で無線局を開設することにより、予備免許及び落成検査を省略する等、簡略化された手続で実験試験局の開設を可能とする制度。